四　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法」という。）第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項に規定する調整額を加えて得た金額

五　対象農産物等を販売したことに伴い得られる金額その他の対象農産物等に係る販売金額に含めることが適当と認められる金額

3　第一項の対象農産物等に係る事業用消費の金額は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の家事消費事業消費金額から家事消費金額を差し引いて得た金額（法人にあっては、損益計算書の事業消費高）のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とする。

4　第一項の対象農産物等に係る期末棚卸高は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の期末において有する農産物の棚卸高（法人にあっては、損益計算書の期末商品製品原材料等棚卸高）のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とする。

5　第一項の対象農産物等に係る期首棚卸高は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の期首において有する農産物の棚卸高（法人にあっては、損益計算書の期首商品製品原材料等棚卸高）のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とする。

6　全国連合会と保険資格者の間に農業経営収入保険の保険関係が存していた年に係る第一項の対象農産物等に係る事業用消費の金額、期末棚卸高及び期首棚卸高は、前三項の規定にかかわらず、保険資格者が全国連合会に申告をしたこれらの金額とする。

7　保険資格者が農業経営を承継し、又は譲り受けた場合であって、被承継人等の規則第百八十三条第一項の期間における対象農産物等に係る実績農業収入金額を保険資格者の実績農業収入金額に含めるときは、被承継人等の当該期間における各年の実績農業収入金額を保険資格者の当該各年の実績農業収入金額に加えるものとする。

第三　見込農業収入金額

1　見込農業収入金額は、保険期間の農業経営に関する計画に関する書類に基づき、対象農産物等に係る見込販売金額、事業用消費の見込金額及び見込期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る見込期首棚卸高を控除した金額とする。

2　前項の対象農産物等に係る見込販売金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一　保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に販売が見込まれるものの種類ごとの数量に、見込販売単価を乗じて得た金額

二　保険資格者が生産する対象農産物等のうち規則第百八十七条第二項各号の交付金等の対象となっているものに係る保険期間に収穫又は出荷が見込まれる数量に、保険期間の属する年の当該交付金等の見込単価を乗じて得た金額

3　第一項の対象農産物等に係る事業用消費の見込金額は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものの種類ごとの数量に、保険期間の農業経営に関する計画に関する書類において保険資格者が前項第一号の見込販売単価を超えない範囲内で記載した見込単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

4　第一項の対象農産物等に係る見込期末棚卸高は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時における見込在庫数量に、第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

5　第一項の対象農産物等に係る見込期首棚卸高は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時における見込在庫数量に、第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百十二号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九十九条の規定に基づき、農業経営収入保険損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農業経営収入保険損害認定準則

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する全国連合会（以下「全国連合会」という。）は、被保険者から法第百八十七条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、次に掲げる書類により保険期間中の農業収入金額を調査し、及び法第百八十七条において準用する法第百三十条第二号の規定による通知の状況を勘案して、保険金及び特約補塡金の支払の対象となるべき損害の額を認定しなければならない。

一　保険期間の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいい、青色申告決算書を含む。）の写し

二　保険期間の棚卸表

三　保険期間中に対象農産物等（法第百七十九条第四項に規定する対象農産物等をいう。以下同じ。）のうち事業用消費に充てたものの種類ごとの数量の根拠となる帳簿書類

四　その他被保険者の農業収入金額に関する資料

2　前項の保険期間中の農業収入金額は、対象農産物等に係る販売金額、事業用消費の金額及び期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る期首棚卸高を控除した金額とする。

3　前項の対象農産物等に係る販売金額は、被保険者の保険期間における損益計算書の販売金額（法人にあっては、損益計算書の商品製品等売上高）のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、被保険者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額を含めないものとする。

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項の甘味資源作物交付金

二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項のでん粉原料用いも交付金

三　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十一条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第二十一条の集送乳調整金

四　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法」という。）第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項に規定する調整額を加えて得た金額

五　対象農産物等を販売したことに伴い得られる金額その他の対象農産物等に係る販売金額に含めることが適当と認められる金額

4　第二項の対象農産物等に係る事業用消費の金額は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てたものの種類ごとの数量に、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十一号。以下「設定準則」という。）第三第三項の見込単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

5　第二項の対象農産物等に係る期末棚卸高は、被保険者が生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時における在庫数量に、設定準則第三第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

6　第二項の対象農産物等に係る期首棚卸高は、被保険者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時における在庫数量に、設定準則第三第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

7　第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額は、保険期間中の農業収入金額に含めるものとする。

一　第三項第四号に掲げる金額が担い手経営安定法第三条第一項第一号の交付金の金額に満たない場合におけるその差額

二　保険期間中の保険事故の発生に対する賠償金等の金額（保険金及び特約補塡金の支払対象とならない金額を除く。）

8　全国連合会は、第一項の損害の額の認定を的確に行うため特に必要があるときは、被保険者又は農業収入金額の減少が生じている対象農産物等に係る取引先等から事情を聴取し、又はこれらの者に対し当該対象農産物等の農業収入金額の減少の確認に必要な資料の提供を要請することができる。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。